

審議会等の会議における議事録の作成及び公表に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、岩倉市市民参加条例(平成28年岩倉市条例第2号。以下「条例」という。)第8条第2項第1号により公表する審議会等の会議の議事録の標準的な作成方法について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この基準において使用する用語は、条例又は岩倉市市民参加条例施行規則(平成28年岩倉市規則第40号)において使用する用語の例による。

(適用範囲)

第3条 この要綱の規定の対象となる議事録は、市民参加の手段として設置された条例第7条第1項第1号の審議会等の会議に係る議事録(以下「議事録」という。)とする。

(議事録の記載方法)

第4条 議事録の記載は、特に詳細な記録が必要な場合を除き、要点筆記により行うものとする。

2 審議会等の会議の経過は、発言内容、決定事項及び確認された事項が容易に理解できるように簡潔に表現し、作成するものとする。

3 発言者の表記は、原則として「委員長」、「委員」、「事務局(又は職員の職務又は地位)」等とする。ただし、審議会等の委員長、会長その他の審議会等を代表する者(以下「委員長等」という。)の判断により、表記の方法を変更することができる。

(記載内容の確認方法)

第5条 議事録は、原則として公表の前に審議会等の委員長等又は出席委員全員の確認を得るものとする。

(不開示情報が含まれる場合の取扱い)

第6条 議事録の記載内容に不開示情報(岩倉市情報公開条例(昭和63年岩倉市条例第18号)第7条に規定する不開示情報をいう。以下同じ。)が含まれているときは、当該不開示情報に係る部分を黒塗りにして公表するものとする。

(議事録の標準様式)

第7条 議事録を作成するときは、別に定めがある場合を除き、別記様式により行うものとする。

(資料の添付)

第8条 審議会等の会議に提出された資料があるときは、これを議事録に添付するものとする。

(会議における検討結果の取扱い)

第9条 審議会等の会議で述べられた意見に対する執行機関の検討結果があるときは、これを議事録の末尾に記載し、又は別の書式により公表することができる。

附 則

(施行日)

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この要綱は、この要綱の施行の日以後に開催される審議会等の会議に係る議事録について適用する。

